

- 第1条 名称及び所在地
名称を「楽ナーサリースクール」(以下、本保育室)とし、本保育室を和歌山県和歌山市築港3丁目20-4に置く。
- 第2条 設置者
設置者を、楽クリニック(以下、当院)院長 藤田定則(住所：和歌山県和歌山市築港3丁目20-4)とする。
- 第3条 管理者
管理者を、施設長 藤田定則(住所：第1条と同じ)とする。
- 第4条 目的
病気やけがのため集団保育が困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、育児及び就労支援をすることを目的とする。
- 第5条 看護保育の方針
小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。
- 第6条 病児保育の対象
利用対象は、「**楽ナーサリー内病児・病後児保育事業利用紹介書(診療情報提供書)**」を提出し、**1歳から小学校低学年まで**で、病気やけがであることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない理由で、家庭での育児が困難な場合とする。
定員は**1名**とする。但し、やむを得ない事由により定員を下回る場合がある。
詳細は**別紙を参照**。
- 第7条 利用方法
1. 利用時間は次の通りとする。
月、火、水、金、土曜：8:30～17：00(迎え予定時間の方が早い場合、その時刻。)
(休室日：木、日曜、祝日、年末年始休診、楽ナーサリースクールが定める休日)
2. 予約は次の通りとする。
①利用日前日の17時までに電話予約をする。
②利用当日の予約は定員に余裕があるときに限り受け付け、入室は8:30以降とする。
③予約のキャンセルは分かり次第速やかに連絡する。(当日の朝8:00～8:50までに連絡する。)
((1)1階事務所：073-431-1820、(2)楽ナーサリー携帯電話：090-8820-1820)
④キャンセル待ちの方には、空きが出たら電話で連絡とする。(当日朝9:00までに連絡となる。)
(※連絡はキャンセルが発生した場合のみとなる。予めご了承ください。)
3. 提出書類は次の通りとする。
「**病児・病後児保育事業利用申請書兼承諾書**」「**病児・病後児保育室利用規約**」「**委任状**」。
利用日までに、上記書類を本保育室へ提出する。
※委任状の「タクシー移動・与薬」の了承がなければ、当日急遽の利用は不可となる。
受診時「**楽ナーサリー内病児・病後児保育事業利用紹介書**」を主治医に記入してもらい、
利用当日には「**連絡票**」「**与薬依頼書・薬剤情報提供書(与薬がある場合)**」を合わせて本保育室へ提出する。
※「楽ナーサリー内病児・病後児保育事業利用紹介書」については文書料金が必要となる場合もある。
※同じ病名で連続して病児保育を利用する場合は、2日目以降は「連絡票」のみを入室時に提出する。☒
4. 病状の変化した時の対応について
本保育室が、当院もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けた後速やかに対応すること。ただしけいれんなど、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。

- 第8条 食事
楽ナーサリースクールの専用の厨房で管理している。
症状に合わせて、必要時はお弁当を持参となる。
- 第9条 利用料金等
1. 基本料金は1日当たり2,500円、半日(①8:30～12:30②13:00～17:00)1,500円とする。
2. 体調不良児から病児保育児に切替の際は、受診が必要となり、その費用及び薬代、往診代も別途要する。
3. 病院までの移動はタクシーとし、その往復の費用も別途要する。
- 第10条 利用料金支払方法
利用料金は入室時に現金払いとする。
- 第11条 補償制度
本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償**(賠償責任保険：身体補償2,000万円、財物補償100万円まで)**を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことができない事由による事故等の場合はこの限りではない。
- 第12条 利用制限
次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。
①児の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。(別紙を参照)
②新型インフルエンザ等感染症の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。
③気象警報等が発令されたとき。
④本保育室の保育方法に同意しないとき。
⑤本利用規約に従わないとき。
- 第13条 保護者の義務
児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。
- 第14条 相談窓口
利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、**施設管理者 池内英彰**とする。
- 第15条 規約の変更
本規約の変更は当院が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。
- 第16条 利用期間の延長(更新)
本規約の有効期限は 年 月 日から1年間とする。
ただし、期間満了の1ヶ月前までに本保育室と保護者いずれからも何らの意思表示がないときは、本規約は同一条件をもって1年間延長されるものとし、その後この例による。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用申請をします。

年 月 日

保護者署名欄